

避難上又は消火活動上有効な開口部の構造に関する指導基準

[平成23年3月28日制定]

(目的)

- 1 この基準は、消防法施行令第10条第1項第5号に規定する無窓階の取扱いにおいて、消防法施行規則（以下「規則」という。）第5条の2第2項第3号に規定する避難上又は消火活動上有効な開口部の構造に関する指導基準を定め、届出等事務を円滑かつ合理的に処理することを目的とする。

(開口部の構造)

- 2 次に掲げる開口部は、規則第5条の2第2項第3号の「内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として取り扱うことができる。

(1) はめ殺しの窓等

- ア 普通板ガラス、フロート板ガラス、磨き板ガラス、型板ガラス、熱線吸収板ガラス又は熱線反射ガラス：ガラスの厚さがおおむね6mm以下のもの
- イ 強化ガラス：ガラスの厚さが5mm以下のもの
- ウ 複層ガラスで、その2枚以上の材料板ガラスがそれぞれ前ア又はイにより構成されているもの
- エ 前ア、イ及びウ以外であって、窓を容易にはずすことができるもの

(2) 屋内でロックされている窓等

- ア 普通板ガラス、フロート板ガラス、磨き板ガラス、型板ガラス、熱線吸収板ガラス又は熱線反射ガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの：ガラスの厚さがおおむね6mm以下のもの
- イ 網入り板ガラス又は線入板ガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの：ガラスの厚さが6.8mm以下のもの
- ウ 前イ以外の網入板ガラス又は線入板ガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもののうち、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの：ガラスの厚さが10mm以下のもの
- エ 強化ガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの：ガラスの厚さが5mm以下のもの
- オ 複層ガラス入り窓等で、その2枚以上の材料板ガラスがそれぞれア、イ又はエに掲げるガラスにより構成され、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの

カ 合わせガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができ、窓に設置される鍵（クレセント錠又は補助錠をいう。）は2以下で、別個の鍵を用いたり暗証番号を入力しなければ解錠できないような特殊なクレセントやレバーハンドル等が設置されていないもの（フロート板ガラス6.0mm以下+PVB30mil以下+フロート板ガラス6.0mm以下、網入板ガラス6.8mm以下+PVB30mil以下+フロート板ガラス5.0mm以下）

キ 前カ以外の合わせガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより、外部から開放することができ、窓に設置される鍵（クレセント錠又は補助錠をいう。）は2以下で、別個の鍵を用いたり暗証番号を入力しなければ解錠できないような特殊なクレセントやレバーハンドル等が設置されていないもののうち、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの（フロート板ガラス5.0mm以下+PVB60mil以下+フロート板ガラス5.0mm以下、網入板ガラス6.8mm以下+PVB60mil以下+フロート板ガラス6.0mm以下、フロート板ガラス3.0mm以下+PVB60mil以下+型板ガラス4.0mm以下）

※ 前(1)及び(2)については、第1表参照のこと。

(3) 前(1)及び(2)以外の窓等

前(2)カ及びキに示すガラス以外の合わせガラスの取扱いは、平成19年3月27日付け消防予第111号「第1 合わせガラスに係る破壊試験ガイドライン」の結果とする。

(4) 軽量シャッター（JIS A 4704で定めるスラットの板厚が1.0mm以下のものをいう。以下同じ。）の開口部

ア 煙感知器と連動により解錠した後、屋内外から手動により開放できるもの（非常電源付きのものに限る。）

イ 避難階に設けられた屋内外から手動により開放できるもの

ウ 屋外から消防隊が特殊な工具を用いることなく容易に開放できるもの

(5) シャッター（軽量シャッターを除く。以下同じ。）の開口部

ア 屋内外から手動により開放できるもの

イ 屋内外から電動により開放できるもの（非常電源付きのものに限る。）

ウ 屋内から手動により、屋外からは水圧等によって開放できるもの

(6) 二重窓等

ア 屋内外から開放できるガラス入り窓等

イ 避難階に設けられた屋内から手動で開放できる軽量シャッターとガラス入り窓等

ウ 屋内外から手動により開放できるシャッターとガラス入り窓等

(7) 間仕切り壁を設けることにより、室内と開口部とが区画された構造のもので、開口部と相對する部分に出入口が設けられたもの（出入口は、屋内外から手動で開放できるものに限る。なお開口部については上記の構造等により判断すること。）

(8) 開口部の周辺に公告物、看板、日除け、雨除け等を設けたもので、避難及び消防隊の進入に支障ないもの

(9) 避難を考慮する必要のない無人の小規模倉庫等で、外壁がスレート等で造られ、内壁がなく外部から容易に破壊できる部分（消火活動上支障のない場合に限る。）

（開口部の有効寸法）

3 開口部の有効寸法の算定は、開口部の形式等により第2表により判断することであること。

（その他）

4 営業中は、規則第5条の2で定める開口部を有するが、閉店後は、重量シャッター等を閉鎖することにより無窓階となる階で、かつ、防火対象物全体が無人となる防火対象物の当該階については、無窓階以外の階として取り扱うことができる。

付 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

第1表 ガラスの種類による無窓階の取扱い

ガラス開口部の種類		開口部の条件	無窓階判定 (規則第5条の2)		
			足場有り	足場なし	
普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	厚さおおむね6mm以下	引き違い戸	○	○	
		F I X	○	○	
網入板ガラス 線入板ガラス	厚さ6.8mm以下	引き違い戸	△	△	
		F I X	×	×	
	厚さ10mm以下	引き違い戸	△	×	
		F I X	×	×	
強化ガラス	厚さ5mm以下	引き違い戸	○	○	
		F I X	○	○	
合わせガラス	フロート板ガラス6.0mm以下+PVB30mil(膜厚0.76mm)以下+フロート板ガラス6.0mm以下	引き違い戸	△	△	
		F I X	×	×	
	網入板ガラス6.8mm以下+PVB30mil(膜厚0.76mm)以下+フロート板ガラス5.0mm以下	引き違い戸	△	△	
		F I X	×	×	
	フロート板ガラス5.0mm以下+PVB60mil(膜厚1.52mm)以下+フロート板ガラス5.0mm以下	引き違い戸	△	×	
		F I X	×	×	
	網入板ガラス6.8mm以下+PVB60mil(膜厚1.52mm)以下+フロート板ガラス6.0mm以下	引き違い戸	△	×	
		F I X	×	×	
	フロート板ガラス3.0mm以下+PVB60mil(膜厚1.52mm)以下+型板ガラス4.0mm以下	引き違い戸	△	×	
		F I X	×	×	
	複層ガラス	構成するガラスごとに本表により評価し、全体の判断を行う。			

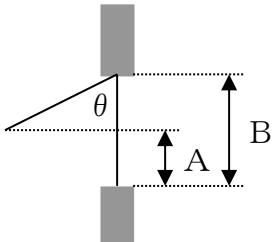
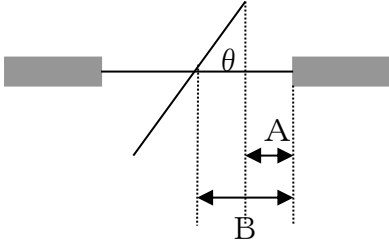
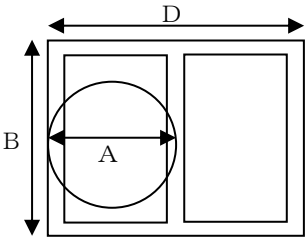
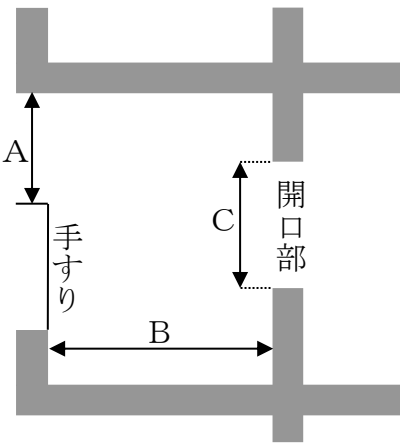
[備考]

- 1 「足場有り」とは、避難階又はバルコニー等破壊作業のできる足場が設けられているもの
- 2 「引き違い戸」とは、片開き、開き戸を含め、通常は部屋から開放することができ、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの
- 3 「F I X」とは、はめ殺し窓をいう。
- 4 「P V B」とは、ポリビニルブチラールをいう。
- 5 「m i l (ミル)」とは、 $1/1000$ インチであり、 $1\text{ mil} = 0.0254\text{ mm}$ となる。

[凡例]

- ： 規則第5条の2第2項第3号後段に規定する開口部として取り扱うことができる。
- △： ガラスの一部を破壊し、外部から開放できる部分（引き違い戸の場合概ね1/2の面積で算定する。）を規則第5条の2第2項第3号後段に規定する開口部として取り扱うことができる。
- ×： 規則第5条の2第2項第3号後段に規定する開口部として取り扱うことはできない。

第2表 開口部の有効寸法の算定

	型 式	判 断
突出し窓	 <p>(注) θ は, 最大開口角度 (0度~90度)</p>	<p>Aの部分とする。 (注) $A=B(1-\cos\theta)$</p>
回転窓	 <p>(注) θ は, 最大開口角度 (0度~90度)</p>	<p>Aの部分とする。 (注) $A=B(1-\cos\theta)$</p>
(上げ下げ窓を含む) 引き違い窓	 <p>(注) 1 A及びC=1/2D 2 Aは, 50cmの円の内接又は 1mの円の内接</p>	<p>A又はB×Cとする。 なお, 次による寸法の場合は, 50cm以上の円が内接するものと同様以上として取り扱うことができる。 B=1.0m(0.65m)以上 C=0.45m(0.4m)以上 (注) ()内は, バルコニー等がある場合</p>
外壁側にバルコニー等がある場合	 <p>開口部</p> <p>手すり</p>	<p>Cの部分とする。 なお, Aは1m以上で, 手すりの高さは, 床面から1.2m以下とする。</p>